

さ情審査答申第218号
令和4年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年1月14日付けで貴職から受けた、「一時保護所、乳児院、児童養護施設など措置されていた期間の自立支援計画、児童記録、通院記録などのすべての記録。また、措置に至るまでの記録。」(以下「本件対象個人情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年1月22日付け子南児第3642号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、審査請求人の個別台帳(ケースファイル)(以下「個別台帳」という。)のうち、不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

私は、生後すぐに乳児院に入り、その後児童養護施設に入れられた。

施設にいる間、実親や姉との交流や家庭復帰もなく、私自身が施設に入ることになった経過、その後、里親家庭などの家庭的養育環境に行かず、施設に居続けなければならなかった理由など、まったく知らされずに育った。

さらに、在園中に難病と診断されているにもかかわらず、障害者手帳を取得することなく、自立支援計画書ももらわずに、18歳になって措置解除され、施設を出た。

児童の権利に関する条約第9条では、「児童は、いかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する」とあるが、私は、すべての手続から疎外されてきた。

私自身のライフストーリーを整理・確認し、将来にむけて歩み出すためにも、私自身の生育記録や児童相談所職員・児童養護施設職員の見解や決定は、非常に重要である。

そのため、個別台帳の全部開示を求めるものである。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

本件処分は、条例第14条第3号に該当するため、一部開示としたものである。

児童相談所が作成した個別台帳における、児童相談所が審査請求人の家族から聴取した成育記録や実施機関の会議記録、児童相談所が受けた児童養護施設からの見解や決定の報告の記録は、審査請求人に知られることを予期していないもの、知られないことを前提として実施しているものであり、これらの情報が開示されると、審査請求人に悪影響を及ぼす、審査請求人と家族、児童相談所、児童養護施設との信頼関係を損なう、児童相談所が正確な情報を記録できなくなるなどの結果をもたらすものである。

よって、個人情報一部開示決定通知書に記載のとおり、児童相談業務を担う児童相談所の信用に疑義を生じさせ、当該業務の適正な遂行を困難にするおそれがあると言わざるを得ない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報について

審査請求人が開示を求めた文書は、「一時保護所、乳児院、児童養護施設など措置されていた期間の自立支援計画、児童記録、通院記録などのすべての記録。また、措置に至るまでの記録。」である。

これに対して実施機関が特定した文書は、審査請求人が入所していた施設の職員が審査請求人の状況を児童相談所に報告する「養育状況報告書」、同じく施設職員が審査請求人の処遇の方針を記載する「自立支援計画」、児童相談所の職員が施設を訪問した際に審査請求人や施設職員と面接した内容を記録する「施設訪問調査記録」、同じく児童相談所職員が本人を含む関係者及び関係機関等から面接や電話で聞き取った内容を記録する「取扱経過記録」等が記載された個別台帳である。

実施機関は、条例第14条第3号に該当すると判断した部分を不開示と

する一部開示決定を行ったところ、審査請求人は個別台帳のうち不開示となった部分の開示を求めて本件審査請求に及んだものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 乳児院、児童養護施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて設置され、児童を養育し又は養護する児童福祉施設である。
- (2) 乳児院への入院又は児童養護施設への入所にかかる事務は、関係者の来所相談対応、諸会議、個別ケースの処遇方針としての入院措置又は入所措置決定等が行われ、また当該措置を受けて児童ごとに養育状況報告書、自立支援計画、施設訪問調査記録、取扱経過記録が作成され、個別台帳に収められている。

これら書類は、関係者の生活環境、就労状況、また児童の発達状況と評価、課題、将来的見通し等が、担当者の意見を付されて作成されている。

- (3) 審査請求人にかかる当該書類を見分したところ、乳児院等における生活の状況、発達の状況、発達診断に基づく専門家の意見、また家庭状況の記載などの一部開示とされたもの以外は、審査請求人に知られることを予期せず、知られないことを前提に作成されており、それが開示されると、審査請求人と家族、児童相談所、児童養護施設との信頼関係を損なう、児童相談所が正確な情報を記載できなくなるなどの結果をもたらすとの実施機関の主張は首肯できる。

したがって、実施機関が条例第14条第3号により、児童相談業務を担う児童相談所の信用に疑義を生じさせ、当該業務の適正な遂行を困難にするおそれがあるとして、児童相談所の所見や対応、児童相談所が第三者や関係機関等より取得した情報を不開示とした本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 1月14日	諮問の受理（諮問第563号）
②	令和 4年 2月17日	審議
③	令和 4年 3月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 4月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)